

総務文教常任委員会会議録

- 1 日 時 平成28年6月14日(火)
13時51分開会 14時44分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：高橋政悦 副委員長：鈴木孝寿
委 員：北村光明、木村好孝、口田邦男、中島里司
- 4 事務局 事務局長：佐藤秀美
- 5 説明員 なし
- 6 議 件

(1) 請願の審査について

- ①請願第7号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書に関する請願について
- ②請願第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願について

(2) 所管事務調査の申し出について

(3) その他

- 7 会議録 別紙のとおり

議件（1）請願の審査について

委員長：（高橋政悦）皆さま、本会議に引き続きご苦労さまでございます。本会議において請願2件を付託されたので、審査に入りたい。

- ①請願第7号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書に関する請願について

委員長：各委員の見解等を確認する。

鈴木委員：この前調査をしてきたばかりなので、請願をされる趣旨はよくわかる。今はお金の問題ではないところが問題になってきていると思う。6番の後述の部分については適用除外になっていて、ここは賛否両論に分かれるところかと思う。反対、賛成の前に難しいところもあるので、6番を割愛してほしい。

木村委員：前から問題になっているので、歴史的な経過も含めながら必要なかと個人的には思う。ずっと論議されている経過もあるので、その辺はどうなのか。高校の授業料の無償の所得制限の問題は前に1回やり、更に問題になっているが、高校までの授業料というが、授業料だけではない部分で必要な部分があると思う。今まで出ていたが、以前問題になったのは給食費の問題で、そこまでやるべきなのかが出ていたので、その辺を見れば全体的には良いのかなと思う。国に提出するものなので、一致した段階で出した方がよい。

中島委員：2点目の30人以下学級は、前文の方に対して特に疑問は持っていない。全体を読んでいくと、何かそれを前提にして教員定数を早期に実現という捉え方があるが、30人以下学級の必要性は子どもに対してということで、教員のためではないと私は思っている。30人以下学級になれば、後段に出ている教職員定数改善は当然出てくると思うが、この文面を読むと「教職員定数の早期実現」がメインに聞こえる。もっと「30人以下」を積極的に働きかけていくべきではと思う。先ほど見たばかりなので、どういう形がいいかわからないが、文面的に疑問を感じる。6番目のことについては、前段の方は無償化した時代があるからこうになっているが、授業料の無償はあくまでも義務教育費と法的には示されている。それぞれの政策的な観点から出てきていると思うので、考え方はそれぞれあると思う。後段の朝鮮学校の部分については、私どもの町として挙げていく必要があるのか。

口田委員：大した問題はないと思う。6番目については、皆さんが挙げられるように、朝鮮学校の問題については引っかかる。今回は控えた方がいいのでは。

北村委員：紹介議員の立場で言うと、この文書の字句の修正については権限がない。削除や変更はちょっと難しい。朝鮮学校の問題だが、私なりに調べると北海道では札幌市にあるだけ。なぜ朝鮮学校が日本にあって、それが問題になるかということ、かつて朝鮮を日本が併合していた時代に日本人として扱われていた人たちの末えいで、そういう中で朝鮮学校ができたという歴史的経過も踏まえて考えていく必要があると思う。戦後、日本が負けたということもあり、日本国籍をそのまま維持できなかったというのも過去にはあると思う。旧樺太にいた朝鮮人で日本人としていた人たちは、敗戦時に突然放り出されてしまい、日本人として扱われなくなった。日本人として生きようとしても生きられなかった人も

いるという状況のなかで、一般の小中学校とは別に作らざるを得なかったのではと認識している。この問題は、日本全体の中での教育に関する環境の問題を、例えば清水町が30人以下学級を実現できているから関係ないということではなく、全国共通で差別がない教育環境がつけられることが大事だと思う。請願をしてきた連合の立場は、単に地域の人だけが考えて出したわけではなく、連合全国組織との中でこういった運動に取り組まれているので、変えるのは難しくなると思う。ぜひともこのまま採択してほしい。

中島委員：北村委員はこの常任委員会の仲間でもあるが、今回の紹介議員としての考え方の中で、文面的にいじることは任されていないという話だが、そういうことであれば審議はできない。意見書として出す場合は、連合の名前で出すのではなく、議会の名前でお出すので、請願が出てきたものに対して審査をできない条件のもとに審査することについてはいかがなものかと思う。北村委員は、今は所管だからいるが、所管外で紹介議員になった時に審査結果はどうなるかという、わが町の名のもとで意見書を出していくので、変更は認められないことが前提で審査をするのはいかがなものかと思う。

佐藤局長：中島委員から発言があったが、まず審査をしているのは請願なので、この請願を採択するか、不採択とするかの前段で総務文教常任委員会に付託されているので、採択、不採択を決めてから本会議に報告をする。意見書の作成はまた別問題となり、意見書を出してほしいという請願なので、請願を採択すれば意見書を提出することになる。意見書については、請願者から案は付いてくるが、議会の名前で出すので、通常うちの議会の場合は、請願を審査した委員会の委員長が提出者、他の委員が賛成者という形で意見書は提出する。その段階で委員の中で協議していただくことになる。請願の文書そのものをいじる、いじらないというのではなく、請願を採択するか、不採択するか。採択されれば、意見書は提出者、賛成者の中で協議し、案を考えていくべきではないか。

中島委員：今の段階では採択、不採択だが、最初から文面、内容等の変更についてという話が紹介議員から出たので、それであれば採択した時点でこれと同じ文面を出さなければ、紹介を取り下げるとなると困るので、紹介議員として考え方を持ってもらわなければならない。事務局長が言われるように、現段階では採択、不採択とわかるが、紹介議員が言った「このままで、変更を任されていない。」ということになったら、1項目減らしても紹介議員としての役目は果たしていないという話になると問題があると思うので、紹介議員として改めてどういうふうを考えているのかを確認した上でなければ、採択、不採択に支障が出る。本来は採択でいいと思うが、中身をいじってはだめとなると困るので、委員長の方から確認してほしい。

委員長：本会議の方でも内容の変更は認めないという話はされていないので、今回、採択、不採択にあたって、この請願に基づく意見書について、議会として必要に応じて変更をかけるのは紹介議員として許されるのか。その上で採択、不採択を決定したい。

北村委員：誤解されたと思うが、意見書の条項の文面について、それを基にしてこれがあつたら採択できない、これがなければいいという議論をするならば、私の立場としては修正する権限がないということを行ったので、採択してもらい、そのことの趣旨を賛同してもらって意見書を出す時に委員会や議会としてこういう意見を出すということについては、これを変えるのはまかりならないという立場に私はない。そう決まれば従う。

委員長：請願第7号について、採択か不採択か決を採る。

採択でよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：請願第7号については採択とする。

②請願第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願について

委員長：それぞれの意見を伺う。

鈴木委員：反対する理由はない。本来、地方交付税は昔と入ってきている金額は変わっていない。人口が減っている中で入ってくる金額は同じで、今の状態でもっと強化してほしいと言っても何も変わらないと思う。この気持ちもすごくわかるが、公共サービスにしても何も変わらないという考えにだんだん近づいているので、この気持ちもわかるが、結局同じことをしても、同じ考え方でだめという結論に近くなっている。複雑な心境なので、皆さんの意見を聞きながら考えたい。

木村委員：大枠ではわかるが、どこを突破口としながら変えていけるのかという面では、具体的にはつかめない。

中島委員：反対する理由はないが、具体的にどういうことをやってほしいのかと感じて、良いかどうかはすぐに答えられない。うちの町に関わる部分で言えば、5番は全国的な組織の中で言っているのだから、うちの町に関わりがあるのかという疑問を持っている。

口田委員：皆さんの言うとおりの、難しいことを並べた請願だと思う。何が目玉なのかもない。そうすると、反対する理由も賛成する理由もないという状態。

北村委員：紹介議員になったが、他も合わせて3本の紹介議員になった中で、これが一番理解するのが難しかった。何度読んでもわからない部分があるが、だんだんわかってきたことは、地方自治体の財政について予算を組んで執行していくときに、自主財源だけではとても自治体がやる事業を全部、国の移管業務も含めてやりきれない。その不足する分を地方交付税で補うという考え方で、地方の財政制度はできているのではないかと理解している。その他に、災害があったときは特別地方交付税なども出るが、今日の議会の中にもあったように、予算を組む時にどういう予算を組めるかという根拠が難しくなってくる。地方自治体で認められているのにもかかわらず、国の政策誘導的な財政の仕方にどんどん変わってきているのではないかと感じる。今日もあったが、地方自治体が得られる法人の住民税を圧縮して、減った分を国の財政に回す。回したが、その分地方財源が減るから、その部分は交付税で回すという。交付税のことでいくと、自治体としては最終的にもらえるものなのか、何に交付されたのかよくわからない中で交付されているという状況が、ますます広がってきて、予算を組むのが大変になる。組んだけれども、一般会計の予算を訂正しなければならないので、使い方がわかりやすいようにしてもらいたいという趣旨だと思う。皆さんが思っているように、反対できるものではないと思っている。

木村委員：反対できるものではないが、どこを重点とした意見書にするのかという場合に、意見書を考えると非常に困難性が出てくる。

委員長：請願第8号については、昨年も同様の請願が提出されて採択されている。ただ、皆さんが思っているのは反対できるものではないが何のために意見を出すのが明確ではないということで、去年と同じような意見書を出すという結論になった時に、ポイントがない意見書を出すべきなのかということで、採択、不採択を決定してほしい。ポイントが見つかった時に出すべきものなのか、請願が出てきたので意見書とすべきなのかの判断をお願いしたい。

鈴木委員：昨年もだいぶ変えたような気がする。

委員長：意図していることは悪いことではないが、ポイントが不明慮なまま出すべきかということがポイントになると思う。採択、不採択は挙手でお願いする。

中島委員：文面的にといった時に、16日の朝一で採択と本会議にかけるが、その後全員協

議案に意見案を出さなければならないので、日程的にどの程度いじるか、内容は別として、いじるとしたら日程的に間に合うのか。

【休憩 14:21】

【再開 14:30】

委員長：請願第8号については採択とする。6月16日の本会議で報告し、そこで採択されたのちに意見書の内容を決定して6月17日に全員協議会で意見案を皆で協議するという流れでよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：請願の審査については、請願7号、8号ともに当委員会は採択ということで結審する。

(2) 所管事務調査の申し出について

委員長：次の定例会までの間の申し出はどうするか。

木村委員：教育委員会の課長も今回の視察と一緒に行って、委員会としての報告は出したが、それらに基づいて委員会としての現在の教育行政の受け止め方と課題をどう捉えているのかについては、調査にならないか。

【休憩 14:33】

【再開 14:39】

委員長：所管事務調査の申し出については、保留とする。

(3) その他

委員長：何かあるか。

(ありませんの声あり)

委員長：先ほどの請願に関わる昨年度の意見書についてを配付する。6月16日に状況を判断して、所管事務調査の申し出も含めて行う。本日はご苦勞様でした。6月16日の朝は、多くの耳打ちを期待している。